

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)
地域名 (地域内農業集落名)	小野地域 (赤崎・黒崎・小野、小野島、川内、長野、宗方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・小野地域の水田地帯約700haについては広い水田が多く、水稻に加え、麦、大豆等が作付されている。また、低地による排水対策として農地耕作条件改善事業に取り組んでいる。
・高齢化が進んでいることが伺われる。
・今後は、後継者未定等の農地について、中心経営体が引き受ければ、担い手はいることとなるが、そのマッチングが課題である。
・国道57号線以北の圃場については、比較的整備が行われているものの、その他の集落では、特に狭小な農地において荒廃が進んでいる。
・農地の排水不良により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。
・入り作の増加により、地域のコミュニティの崩壊が危惧される。
・農地の集約集積が進む集落がある一方、集積後の維持管理の労力不足が問題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯約700haについては、比較的広い水田が多いため農作業の受委託や機械の共同利用等大型機械の導入を前提とした水田としての農地利用集積を図る。また、大区画の区画整理とともに排水対策などにより水田の汎用化を推進し、土地利用型作物の振興と施設園芸等の生産にも対応できるような水田としての利用を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	707 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	707 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・赤崎・黒崎・小野集落については、水田の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。 ・小野島集落、川内集落については、農作業の受委託や機械の共同利用等大型機械の導入を検討するとともに、暗渠排水整備などにより水田の汎用化を推進し、中間管理制度を活用しながら、中心経営体である集落営農組織や認定農業者へ農地を集約化する。 ・小野島集落、宗方集落については、農作業の受委託や機械の共同利用等大型機械の導入を検討するとともに、暗渠排水整備などにより水田の汎用化を推進し、中間管理制度を活用しながら、中心経営体である集落営農組織や認定農業者へ農地を集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
小野地区を重点実施地区として土地改良区等と連携し、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画区画整理とともに、暗渠排水整備等の排水対策特別事業や土地改良総合整備事業により水田の汎用化を推進し、土地利用型作物の振興と施設園芸等の生産にも対応できるような水田としての利用を目指していく。 また、畝町直し等の小規模な基盤整備については、小規模土地基盤整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
昔ながらの地域のコミュニティを維持しつつ、新規参入者との融合を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。

⑩災害対策への取組方針として、風水害の被害防止のため、排水対策特別事業(排水路、排水ポンプ、排水樋門の整備)などに取り組む。